

大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う

本庁舎1階窓口等環境整備業務委託

評価基準

大分市書かないワンストップ窓口導入に伴う本庁舎1階窓口等環境整備業務委託の評価基準を以下のように定める。

1 総則

本業務の受注候補者の選定に当たっては、提案内容、実施体制、価格等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定する。

2 評価方法

- (1) 評価は、技術評価点（170点）、価格評価点（20点）及び加点項目（最大10点）の合計200点満点とする。
- (2) 評価点は、各選定委員の採点結果を集計し、その平均点により算出する。
- (3) 価格評価は、単純な価格の多寡による評価は行わず、提案内容との整合性、履行確実性等を踏まえ、価格の妥当性について総合的に評価する。
- (4) 本業務の適正な履行水準を著しく下回る価格提案については、履行確実性を確認のうえ評価を減ずる場合がある。
- (5) 提案価格により適正な履行が困難と認められる場合は、失格又は評価対象外とすることがある。

3 評価項目及び配点

【技術評価点（170点）】（1）～（9）

（1）業務理解及び基本方針（20点）

〈評価内容〉

- ・本業務の趣旨（DXによる利便性向上）及び目的を十分に理解されているか
- ・「書かない」「待たせない」「回らせない」窓口の実現に向けた具体的方針となっているか
- ・窓口サービス向上及び業務効率化に資する方針となっているか

（2）木材・竹材の活用提案（20点）

〈評価内容〉

- ・県産材及び竹材の活用方法が具体的で実現可能となっているか
- ・森林環境譲与税の趣旨に適合しているか
- ・意匠性と機能性が両立された提案となっているか

(3) デザイン性・空間調和・ユニバーサルデザイン (20 点)

〈評価内容〉

- ・既存窓口空間との調和を保ちつつ、ユニバーサルデザイン（多世代・多様な特性への配慮）がなされているか
- ・視認性の高いサイン計画（多言語、ピクトグラムを活用等）により、来庁者を迷わせない工夫がなされているか
- ・公共施設としての品位と親しみやすさを両立した提案となっているか
- ・窓口運用及び来庁者案内に配慮した空間構成となっているか

(4) レイアウト計画及び動線設計 (30 点)

〈評価内容〉

- ・来庁者と職員の動線が分離・整理され、プライバシー（視線・音声）に配慮された計画となっているか
- ・混雑緩和及び待ち時間短縮に寄与する配置計画となっているか
- ・ICT 機器を活用した申請支援、入力補助、書類確認等を円滑に行える配置となっているか

(5) 製品仕様・機能性・ICT 対応 (20 点)

〈評価内容〉

- ・提案製品の仕様・規格が具体的に示され、ICT 機器（PC、タブレット、配線等）の設置・収納に適したものになっているか
- ・将来の業務変更に伴う柔軟なレイアウト変更（可変性）が可能な構造となっているか
- ・長時間使用における快適性、耐久性及び長期使用に適しているか

(6) 安全性・維持管理性 (10 点)

〈評価内容〉

- ・面取り、固定等の安全対策及び竹材等の経年劣化（割れ、ささくれ等）への対策が具体的に示されているか
- ・清掃・修繕等の日常的な維持管理が容易となっているか

(7) 環境配慮及びトレーサビリティ (20 点)

〈評価内容〉

- ・合法木材の使用が担保されているか
- ・県産材及び県産竹材の調達経路並びにトレーサビリティが確保されているか
- ・環境負荷低減への配慮が具体的に示されているか

(8) 業務実施体制及び実績 (20 点)

〈評価内容〉

- ・業務遂行に必要な体制が確保されているか
- ・役割分担が明確となっているか

- ・同種又は類似する窓口環境整備業務の実績があり、履行確実性が認められる内容となっているか
 (例：公共施設等における窓口整備、レイアウト改修、木質空間整備その他これらに類する業務)

(9) 工程計画 (10 点)

〈評価内容〉

- ・工程計画が現実的かつ具体的に示されているか
- ・閉庁時間施工への対応が適切に計画されているか
- ・業務及び来庁者サービスへの影響を最小限とする工夫がなされているか
- ・想定される施工上のリスク及びその対応策が示されているか

【価格評価点 (20 点)】

(10) 価格評価 (20 点)

提案価格について、以下の観点から総合的に評価する。

なお、価格評価については、提案内容、積算内容、履行確実性及び維持管理性を総合的に勘案して評価する。

〈評価内容〉

- ・提案内容に対して妥当な積算内容となっているか
- ・提案価格に応じた適切な品質及び安全性が確保されているか
- ・維持管理性を踏まえ、適切な提案となっているか
- ・過度な低価格提案となっておらず、適正な業務履行が見込まれるか

【加点項目 (最大 10 点)】

(11) 地域貢献・付加価値評価点 (最大 10 点)

※ 本項目における「県内事業者」とは、本店又は主要な製作若しくは施工拠点を大分県内に有し、本業務において実際に製作又は施工を担う事業者をいう。

〈評価内容〉

ア 県内事業者の活用状況 (最大 5 点)

- ・県内事業者の活用状況が具体的に示されているか。

イ 竹材活用の積極性 (最大 5 点)

- ・竹材の活用について、空間全体との調和に配慮し、効果的な提案となっているか。

※ 加点項目は、提案書に具体的かつ実現可能な内容として記載されている場合に限り認める。

4 評価基準

各評価項目については、提案内容の具体性、実現性及び効果の程度を総合的に勘案するとともに、評価内容に示す観点に基づき評価する。

〈技術評価の基準〉

- ・ 5（非常に優れている） 仕様を上回る独創的かつ具体的な提案があり、極めて高い効果が期待できる
- ・ 4（優れている） 提案内容が具体的であり、十分な効果が期待できる
- ・ 3（標準） 一般的な水準であり、仕様書の要件を満たしている
- ・ 2（やや劣る） 一部に具体性や配慮を欠く点があり、改善を要する
- ・ 1（劣る） 提案が不十分であり、要件を満たしていない

〈価格評価の基準〉

- ・ 5（非常に優れている） 提案価格及び積算内容について提案内容との整合性が極めて高く、履行確実性が十分認められる
- ・ 4（優れている） 提案価格及び積算内容について提案内容との整合性が認められ、適切な履行が期待できる
- ・ 3（標準） 一般的な水準であり、標準的な履行が期待できる
- ・ 2（やや劣る） 提案内容、積算内容又は履行体制に一部課題があるが、履行は可能と認められる
- ・ 1（劣る） 提案価格、積算内容又は履行確実性に懸念がある

〈加点項目の評価の基準〉

ア 県内事業者の活用状況

- ・ 5（非常に優れている） 主要な製作又は施工を県内事業者が実施する
- ・ 3（標準） 一部活用
- ・ 0（なし） 活用なし

イ 竹材活用の積極性

- ・ 5（非常に優れている） 竹材を空間全体との調和に配慮し、効果的に活用している
- ・ 3（標準） 一定程度活用
- ・ 0（なし） 活用なし

※ 各評価項目の配点に、上記評価区分に応じた係数（5：1.0、4：0.8、3：0.6、2：0.4、1：0.2）を乗じて算出する。

5 受注候補者の選定

- (1) 選定委員会は、提出された提案書等について、提出期限後、速やかに本基準に基づき評価を行う。
- (2) 各委員の採点結果を集計し、その平均点により総合評価点を算出する。なお、技術評価点が5割（技術評価点170点満点中85点）未満の者は失格とし、技術評価点が5割（85点）以上の者の中から、価格評価点及び加点項目も含め、最も優れた提案者及び次点の提案者を選定する。ただし、すべての提案者の技術評価点が5割を満たさない場合は、選定委員会にて審議のうえ決定する。

- (3) 得点と同点となった場合は、技術評価点が高い者を優先する。技術評価点も同点の場合は、選定委員会の委員による決選投票により順位を決定する。
- (4) 提案内容の審査に当たり、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、実施方法、日時、出席者数その他必要事項については、調達手続説明書に定めるところによる。

6 その他

本評価基準に定めのない事項については、選定委員会において決定する。